

(人事課の所掌事務等)

第十一條 人事課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 人事院の定員に関すること。

二 人事院の職員の任免、給与、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練に関すること。

三 人事院の職員の衛生、医療その他の福利厚生に関すること。

四 奒典の推薦及び伝達の実施並びに表彰に関すること。

五 海外に対する広報に関すること。

六 文書監理室の所掌事務

第十二條の三 公文書監理室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 総裁、人事官及び事務総長の官印並びに院印の保管に関すること。

二 公文書類の接受、発送、編集及び保存に関すること。

三 人事院の所掌事務に関する官報掲載に関すること。

四 人事院の保有する個人情報の保護に関すること。

五 人事院の所掌事務に関する個人情報の保護に関すること。

第十三條 会計課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 人事院の所掌に係る経費及び収入の予算、決算及び会計並びに会計の監査に関するこ

と。

二 人事院所管の国有財産の管理及び処分並びに物品(図書を除く。)の管理に関すること。

三 債権の管理に関すること。

四 人事院所管の建築物の營繕に関すること。

五 庁内の管理に関すること。

六 国際課の所掌事務

第十四條 國際課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 人事行政に係る国際機関、外国の行政機関等に関する事務の調整に関すること(企画法制課の所掌に属するものを除く。)。

二 人事行政に係る国際協力に関する計画の立案及び実施並びに技術的援助に関すること。

三 人事行政に係る国際協力に関する計画の立

案及び実施並びに技術的援助に関すること。

八 職員団体に関すること。

四 外国の公務員制度に関する総合的調査研究に関すること。

五 海外に対する広報に関すること。

六 文書監理室の所掌事務

第十二条の三 公文書監理室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 総裁、人事官及び事務総長の官印並びに院印の保管に関すること。

二 公文書類の接受、発送、編集及び保存に関すること。

三 人事院の所掌事務に関する官報掲載に関すること。

四 人事院の保有する個人情報の保護に関すること。

五 人事院の所掌事務に関する個人情報の保護に関すること。

第十三条 会計課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 人事院の所掌に係る経費及び収入の予算、決算及び会計並びに会計の監査に関するもの

と。

二 人事院所管の国有財産の管理及び処分並びに物品(図書を除く。)の管理に関するもの

と。

三 人事院の所掌事務に関するサイバーセキュリティの確保に関すること。

第十四条 人事局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 人事院の所掌事務に関するサイバーセキュリティの確保に関すること。

第十五条 人事局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 勤務時間、休日及び休暇(以下「勤務時間等」という。)に関すること。

二 保健、レクリエーション、安全保持及び厚生に関すること。

三 育児休業、育児短時間勤務及び育児時間(以下「育児休業等」という。)に関するこ

と。

四 配偶者同行休業に関すること。

五 自己啓発等休業に関すること。

六 服務及び懲戒に関すること(審査会事務局の所掌に属するものを除く。)。

七 営利企業の役員等との兼業及び株式所有による當利企業の経営に参加し得る地位にある職員の報告(公平審査局の所掌に属するもの

と)。

九 給与簿の検査その他の監査に関すること(他の所掌に属するものを除く。)。

十 災害補償及び福祉事業(以下「災害補償等」という。)に関すること(公平審査局の所掌に属するものを除く。)。

十一 前各号に掲げるもののほか、勤務条件又は能率に関する事務で他の所掌に属しないものに関すること。

(人材局の所掌事務)

第十六条 公平審査局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 不利益処分についての審査請求その他の審査請求についての審査に関する事務。

二 災害補償の実施に関する審査の申立て及び福祉事業の運営に関する措置の申立てについての審査に関する事務。

三 給与の決定に関する審査の申立てについての審査に関する事務。

四 勤務条件に関する行政措置の要求についての審査に関する事務。

五 苦情処理に関する事務。

第二節 局に置く課の設置等

第一款 職員福祉局

第十七条 職員福祉局に、職員団体審議官の下に置くもののほか、次の三課及び参事官一人(関係のある他の職を占める者をもつて充てられるものとする。)を置く。

一 職員福祉課

第十八条 職員団体審議官の下に、参事官一人を置く。

第十九条 第十七条の各課に、課長を置く。

(職員福祉課の所掌事務等)

第二十条 職員福祉課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 職員福祉局の所掌事務に関する総合調整に関する事務。

二 勤務時間等に関する制度の企画及び立案並びに勤務時間等に関する報告及び勧告に関する事務。

三 勤務時間等に関する基準の設定及び指導に関する事務。

一 給与に関する事務(職員福祉局及び公平審査局の所掌に属するものを除く。)。

二 給与に関する事務(職員福祉局及び公平審

九 準及び手続の制定に關すること。
八 職員団体等の規約の認証に關すること。
七 給与簿の検査に關すること。
六 保健及び安全保持についての監査に關すること。

- | | | | |
|----------|--|---|--|
| 九 | 保健及び安全保持についての監査に関すること。 | 十 | 災害補償等についての監査に関すること。 |
| 八 | 給与簿の検査に関すること。 | 七 | 職員団体等の規約の認証に関すること。 |
| 七 | 監査室は、第一項第八号から第十号までに掲げる事務をつかさどる。 | 六 | 監査室に、室長を置く。 |
| 六 | 補償課の所掌事務 | 五 | 二十一条 補償課は、次に掲げる事務をつかさどる。 |
| 五 | 一 災害補償等に関する制度の企画及び立案並びに意見の申出に関すること。 | 四 | 二十二条 補償課は、次に掲げる事務をつかさどる。 |
| 四 | 一 災害補償等についての法令の実施並びにその実施に必要な基準及び手続の制定に関すること。 | 三 | 二十三条 災害補償等に関する統計的研究に関する事務の総合調整及び調査に関すること。 |
| 三 | 二 各実施機関の実施する災害補償等に関する事務の企画及び立案並びに監査に関すること。 | 二 | 二十四条 災害補償等に関する統計的研究に関する事務の企画及び立案並びに監査に関すること。 |
| 二 | 三 各実施機関の実施する災害補償等に関する事務の企画及び立案並びに監査に関すること。 | 一 | 二十五条 参事官（第十八条の参事官（次条において「職員団体審議官付参事官」という。）を除く。）は、能率の根本基準の実施に関する事務（他の所掌に属するものを除く。）その他特に命ぜられた事務をつかさどる。 |
| 一 | 四 災害補償等に関する統計的研究に関する事務の企画及び立案並びに監査に関すること。 | 参事官の職務 | 二十六条 職員団体審議官付参事官は、職員団体からの意見の聴取その他の職員団体に関する事務（審査課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。 |
| 第二款 人材局 | （人材局に置く課等） | 参事官（第十八条の参事官（次条において「職員団体審議官付参事官」という。）を除く。）は、能率の根本基準の実施に関する事務（他の所掌に属するものを除く。）その他特に命ぜられた事務をつかさどる。 | 二十七条 人材局に、次の三課並びに首席試験官五人及び参事官一人を置く。 |
| 企画課 | 企画課の所掌事務等 | 二十八条 前条の各課に、課長を置く。 | 二十九条 企画課は、次に掲げる事務（第八号及び第十七号に掲げる事務にあっては職員福祉専門官及び企画課の所掌に属するものをを第二号、 |
| 研修推進課 | 研修推進課 | 三十条 前条の各課に、課長を置く。 | 三十一条 企画課の所掌事務等 |
| 試験課 | 試験課 | 三十二条 企画課は、次に掲げる事務（第八号及び第十七号に掲げる事務にあっては職員福祉専門官及び企画課の所掌に属するものをを第二号、 | 三十三条 公益財團法人ラグビーワールドカップ二千十九組織委員会への派遣に関する制度の企画及び立案並びに法令の実施に関すること。 |
| 第三款 国際化課 | 国際化課 | 三十四条 令和七年国際博覧会特措法第十四条第一項の規定により指定された国際園芸博覧会協会への派遣に関する制度の企画及び立案並びに法令の実施に関すること。 | 三十五条 令和九年国際園芸博覧会特措法第二条第一項の規定により指定された国際園芸博覧会協会への派遣に関する制度の企画及び立案並びに法令の実施に関すること。 |
| 企画課 | 企画課 | 三十六条 任期付研究員に関する法令の実施に関すること。 | 三十七条 任期付研究員に関する法令の実施に関すること。 |
| 研修推進課 | 研修推進課 | 三十八条 国と民間企業との間の人事交流に関する制度の企画及び立案並びに法令の実施に関すること。 | 三十九条 企画課は、次に掲げる事務（第八号及び第十七号に掲げる事務にあっては職員福祉専門官及び企画課の所掌に属するものをを第二号、 |

十九 人材確保に関する計画の立案及び特に命ぜられた職員の募集に関すること。
二十 前各号に掲げるもののほか、人材局の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

- 十九 人材確保に関する計画の立案及び特に命ぜられた職員の募集に関すること。

二十 前各号に掲げるもののほか、人材局の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

二十一 人材確保対策室を置く。

二十二 人材確保対策室は、第一項第一号に掲げる事務のうち人材確保に関する事務及び同項第十九号に掲げる事務をつかさどる。
(試験課の所掌事務)

二十三 第三十条 試験課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 人事院が試験機関として行う競争試験の施行に関すること（企画課及び首席試験専門官の所掌に属するものを除く。）。

二 採用候補者名簿の作成に関すること。

三 人事院以外の試験機関が行う競争試験についての当該試験機関との協議及び監査に関すること。

二十四 特に命ぜられた選考の実施の援助に関すること。
(研修推進課の所掌事務等)

二五 第三十一条 研修推進課は、次に掲げる事務（第一号、第三号及び第四号に掲げる事務にあつては、審査会事務局の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

一 人事院の所掌に属する研修制度の企画及び立案（第六号に掲げるものを除く。）に関すること。

二 研修の根本基準の実施につき必要な事項に関する意見に関すること。

三 人事院の所掌に属する研修の計画の樹立及び実施（第六十五条に規定するものを除く。）並びに総合的企画及び連絡調整に関すること。

四 研修教材等の開発並びに研修の教科課程、技法及び効果測定その他の研修に係る調査研究並びにその結果に基づく各府省に対する支援に関すること。

五 研修計画の樹立及び実施に関する監視、研修の実施状況に関する報告要求並びに法令に違反して行われた研修の是正のため必要な指導に關すること。

六 留学費用の償還に関する制度の企画及び立案並びに法令の実施に関すること。

七 研修推進課に、派遣研修室を置く。

3 派遣研修室に、室長を置く。
うち行政官在外研究員制度及び行政官国内研究員制度による研修に関する事務をつかさどる。

第三十二条 削除
(首席試験専門官の職務)

第三十三条 首席試験専門官は、命を受けて、次に掲げる事務を分掌する。

一 競争試験に関する次に掲げる事務
イ 試験問題の作成に関すること。
ロ 試験による職務遂行能力の判定の基準の設定に関すること。
ハ 記述式による筆記試験の採点及び評定に関すること。

二 試験の結果の分析及びその有効性の判定に関すること。

三 特に命ぜられた選考に係る筆記試験その他の方法についての援助に関すること。

第三十四条 参事官は、人事行政に関する男女共同参画に関する事務の総合調整に関する事務その他特に命ぜられた事務をつかさどる。

第三十五条 参事官は、人事行政に関する男女共同参画に関する事務の総合調整に関する事務その他特に命ぜられた事務をつかさどる。

第三十六条 参事官は、人事行政に関する男女共同参画に関する事務の総合調整に関する事務をつかさどる。

第三十七条 参事官は、人事行政に関する男女共同参画に関する事務の総合調整に関する事務をつかさどる。

第三十八条 参事官は、人事行政に関する男女共同参画に関する事務の総合調整に関する事務をつかさどる。

第三十九条 参事官は、人事行政に関する男女共同参画に関する事務の総合調整に関する事務をつかさどる。

第四十条 参事官は、人事評価に関する事務(他の所掌に属するものを除く)その他特に命ぜられた事務をつかさどる。

第四十一条 参事官は、人事評価に関する事務(他の所掌に属するものを除く)その他特に命ぜられた事務をつかさどる。

第四十二条 参事官は、人事評価に関する事務(他の所掌に属するものを除く)その他特に命ぜられた事務をつかさどる。

第四十三条 参事官は、人事評価に関する事務(他の所掌に属するものを除く)その他特に命ぜられた事務をつかさどる。

第四十四条 参事官は、人事評価に関する事務(他の所掌に属するものを除く)その他特に命ぜられた事務をつかさどる。

第四十五条 参事官は、人事評価に関する事務(他の所掌に属するものを除く)その他特に命ぜられた事務をつかさどる。

第四十六条 参事官は、人事評価に関する事務(他の所掌に属するものを除く)その他特に命ぜられた事務をつかさどる。

第四十七条 参事官は、人事評価に関する事務(他の所掌に属するものを除く)その他特に命ぜられた事務をつかさどる。

第四十八条 参事官は、人事評価に関する事務(他の所掌に属するものを除く)その他特に命ぜられた事務をつかさどる。

七 生計費その他給与の決定に関する諸条件に関する調査研究に関すること。

八 独立行政法人等の給与制度の調査研究に関すること。

九 前各号に掲げるもののほか、給与局の所掌で他の所掌に属しないものに関すること。

二 前項の各室に、室長を置く。

三 企画室は第一項第一号に掲げる事務のうち特に命ぜられた事務並びに同項第六号及び第七号に掲げる事務を、法人給与調査室は同項第八号に掲げる事務をつかさどる。

四 企画室は第一項第一号に掲げる事務のうち特に命ぜられた事務並びに同項第六号及び第七号に掲げる事務を、法人給与調査室は同項第八号に掲げる事務をつかさどる。

五 高齢期における所得に関する調査研究に関すること。

六 企画室は第一項第一号に掲げる事務のうち特に命ぜられた事務並びに同項第六号及び第七号に掲げる事務を、法人給与調査室は同項第八号に掲げる事務をつかさどる。

七 企画室は第一項第一号に掲げる事務のうち特に命ぜられた事務並びに同項第六号及び第七号に掲げる事務を、法人給与調査室は同項第八号に掲げる事務をつかさどる。

八 企画室は第一項第一号に掲げる事務のうち特に命ぜられた事務並びに同項第六号及び第七号に掲げる事務を、法人給与調査室は同項第八号に掲げる事務をつかさどる。

九 企画室は第一項第一号に掲げる事務のうち特に命ぜられた事務並びに同項第六号及び第七号に掲げる事務を、法人給与調査室は同項第八号に掲げる事務をつかさどる。

二 前号の事務に関連する事務総局の事務の総合調整に関すること。

三 定年前再任用短時間勤務職員の任用、管理監督職勤務上限年齢による降任等、定年による退職等その他の高年齢職員に関する制度の企画及び立案並びに運営に関すること。

四 退職年金制度に関する調査研究及び意見の申出に関すること。

五 高齢期における所得に関する調査研究に関すること。

六 企画室は第一項第一号に掲げる事務のうち特に命ぜられた事務並びに同項第六号及び第七号に掲げる事務を、法人給与調査室は同項第八号に掲げる事務をつかさどる。

七 企画室は第一項第一号に掲げる事務のうち特に命ぜられた事務並びに同項第六号及び第七号に掲げる事務を、法人給与調査室は同項第八号に掲げる事務をつかさどる。

八 企画室は第一項第一号に掲げる事務のうち特に命ぜられた事務並びに同項第六号及び第七号に掲げる事務を、法人給与調査室は同項第八号に掲げる事務をつかさどる。

九 企画室は第一項第一号に掲げる事務のうち特に命ぜられた事務並びに同項第六号及び第七号に掲げる事務を、法人給与調査室は同項第八号に掲げる事務をつかさどる。

二 前項の各室に、室長を置く。

三 職員相談業務室は第一項第一号に掲げる事務のうち苦情相談に関する事務(人事評価苦情調整室の所掌に属するものを除く)を、人事評価苦情調整室は同号に掲げる事務のうち人事評価に係る苦情相談に関する事務及び同項第二号に掲げる事務をつかさどる。

四 職員相談課に、職員相談業務室及び人事評価苦情調整室を置く。

五 職員相談課に、職員相談業務室及び人事評価苦情調整室を置く。

六 職員相談課に、職員相談業務室及び人事評価苦情調整室を置く。

七 職員相談課に、職員相談業務室及び人事評価苦情調整室を置く。

八 職員相談課に、職員相談業務室及び人事評価苦情調整室を置く。

九 職員相談課に、職員相談業務室及び人事評価苦情調整室を置く。

一 苦情処理に関すること(調整課の所掌に属するものを除く)。

二 不利益処分についての審査請求その他の審査請求、給与の決定に関する審査の申立て及び勤務条件に関する行政措置の要求(以下「審査請求等」という)の受理及び却下に関する事務及び特に命ぜられた事務を行う。

三 職員相談課に、職員相談業務室及び人事評価苦情調整室を置く。

四 職員相談課に、職員相談業務室及び人事評価苦情調整室を置く。

五 職員相談課に、職員相談業務室及び人事評価苦情調整室を置く。

六 職員相談課に、職員相談業務室及び人事評価苦情調整室を置く。

七 職員相談課に、職員相談業務室及び人事評価苦情調整室を置く。

八 職員相談課に、職員相談業務室及び人事評価苦情調整室を置く。

九 職員相談課に、職員相談業務室及び人事評価苦情調整室を置く。

二 前項の各室に、室長を置く。

三 総合調整官は、命を受けて、事務総局の事務に関する特定事項についての総合調整に関する事務及び特に命ぜられた事務を行う。

四 総合調整官は、命を受けて、事務総局の事務に関する特定事項についての総合調整に関する事務及び特に命ぜられた事務を行う。

五 総合調整官は、命を受けて、事務総局の事務に関する特定事項についての総合調整に関する事務及び特に命ぜられた事務を行う。

六 総合調整官は、命を受けて、事務総局の事務に関する特定事項についての総合調整に関する事務及び特に命ぜられた事務を行う。

七 総合調整官は、命を受けて、事務総局の事務に関する特定事項についての総合調整に関する事務及び特に命ぜられた事務を行う。

八 総合調整官は、命を受けて、事務総局の事務に関する特定事項についての総合調整に関する事務及び特に命ぜられた事務を行う。

九 総合調整官は、命を受けて、事務総局の事務に関する特定事項についての総合調整に関する事務及び特に命ぜられた事務を行う。

| |
|---|
| 2 教授は、命を受けて、科目の教授、演習の指導及び調査研究を行う。 (指導教官) |
| 2 指導教官は、命を受けて、教授の職務を助け、科目の教授、演習の指導等を行う。 |
| 2 研修所に、指導教官三人を置く。 (研修所顧問) |
| 第七十五条 研修所に、所要の研修所顧問を置く。 |
| 2 研修所顧問は、研修に関する事項について、所長の諮問に答える。 |
| 3 研修所顧問は、行政に関し学識経験のある者のうちから、総裁が委嘱する。 |
| 4 研修所顧問の任期は、二年とする。 |
| 5 研修所顧問は、非常勤とする。 |

第五章 研修所に、所要の研修所顧問を置く。

(設置等)

| |
|--------------------------------|
| 第七十六条 事務総局に、地方事務局を置く。 |
| 2 地方事務局の名称、位置及び管轄区域は、次のとおりとする。 |
| 3 地方事務局等 |
| 4 地方事務局 |
| 5 地方事務局 |

(地方事務局等)

| 名称 | 位置 | 管轄区域 |
|-------|------|------------------------------|
| 人事院北海 | 札幌市 | 北海道 |
| 人事院関東 | たま川県 | 茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県 |
| 人事院東北 | 仙台市 | 宮城県・秋田県・山形県・福島県 |
| 人事院中部 | 名古屋市 | 愛知県・三重県・岐阜県・静岡県 |
| 人事院近畿 | 大阪府 | 大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山县 |
| 人事院中国 | 福岡市 | 福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県 |
| 人事院四国 | 高松市 | 香川県・愛媛県・高知県 |
| 事務局九州 | 福岡県 | 大分県・宮崎県・鹿児島県 |
| 事務局四国 | 高知県 | 徳島県・香川県・愛媛県 |
| 事務局中国 | 岡山県 | 岡山県 |
| 事務局近畿 | 大阪府 | 大阪府・兵庫県 |
| 事務局中部 | 名古屋市 | 愛知県・三重県・岐阜県・静岡県 |
| 事務局東北 | 仙台市 | 宮城県・秋田県・山形県・福島県 |
| 事務局関東 | たま川県 | 茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県 |
| 事務局北海 | 札幌市 | 北海道 |

(地方事務局)

| |
|---|
| 第七十七条 地方事務局及び沖縄事務所においては、事務総長の指揮監督の下に、その管轄区域における人事院の業務計画の実施をつかさどる。 |
| (地方事務局等の所掌事務) |
| (地方事務局長) |
| (地方事務局に置く課等) |
| 第七十八条 地方事務局に、それぞれ次の三課を置く。 |

(地方事務局に置く課等)

| |
|----------------------------|
| 第七十九条 各地方事務局に、それぞれ次の三課を置く。 |
| 2 第一課 第二課 第三課 |
| 3 前項の各課に、課長を置く。 |
| 4 (総務課の所掌事務) |
| 5 (地方事務局の内部管理に関する事務) |

(地方事務局に置く課等)

| |
|---------------------------|
| 第八十条 各地方事務局に、それぞれ次の三課を置く。 |
| 2 第一課 第二課 第三課 |
| 3 前項の各課に、課長を置く。 |
| 4 (総務課の所掌事務) |
| 5 (地方事務局の内部管理に関する事務) |

(地方事務局に置く課等)

| |
|----------------------------|
| 第八十一条 各地方事務局に、それぞれ次の三課を置く。 |
| 2 第一課 第二課 第三課 |
| 3 前項の各課に、課長を置く。 |
| 4 (総務課の所掌事務) |
| 5 (地方事務局の内部管理に関する事務) |

(地方事務局に置く課等)

| |
|----------------------------|
| 第八十二条 各地方事務局に、それぞれ次の三課を置く。 |
| 2 第一課 第二課 第三課 |
| 3 前項の各課に、課長を置く。 |
| 4 (総務課の所掌事務) |
| 5 (地方事務局の内部管理に関する事務) |

(地方事務局に置く課等)

| |
|----------------------------|
| 第八十三条 各地方事務局に、それぞれ次の三課を置く。 |
| 2 第一課 第二課 第三課 |
| 3 前項の各課に、課長を置く。 |
| 4 (総務課の所掌事務) |
| 5 (地方事務局の内部管理に関する事務) |

(地方事務局に置く課等)

| |
|----------------------------|
| 第八十四条 各地方事務局に、それぞれ次の三課を置く。 |
| 2 第一課 第二課 第三課 |
| 3 前項の各課に、課長を置く。 |
| 4 (総務課の所掌事務) |
| 5 (地方事務局の内部管理に関する事務) |

(地方事務局に置く課等)

| |
|----------------------------|
| 第八十五条 各地方事務局に、それぞれ次の三課を置く。 |
| 2 第一課 第二課 第三課 |
| 3 前項の各課に、課長を置く。 |
| 4 (総務課の所掌事務) |
| 5 (地方事務局の内部管理に関する事務) |

(地方事務局に置く課等)

| |
|----------------------------|
| 第八十六条 各地方事務局に、それぞれ次の三課を置く。 |
| 2 第一課 第二課 第三課 |
| 3 前項の各課に、課長を置く。 |
| 4 (総務課の所掌事務) |
| 5 (地方事務局の内部管理に関する事務) |

(地方事務局に置く課等)

| |
|----------------------------|
| 第八十七条 各地方事務局に、それぞれ次の三課を置く。 |
| 2 第一課 第二課 第三課 |
| 3 前項の各課に、課長を置く。 |
| 4 (総務課の所掌事務) |
| 5 (地方事務局の内部管理に関する事務) |

(地方事務局に置く課等)

| |
|----------------------------|
| 第八十八条 各地方事務局に、それぞれ次の三課を置く。 |
| 2 第一課 第二課 第三課 |
| 3 前項の各課に、課長を置く。 |
| 4 (総務課の所掌事務) |
| 5 (地方事務局の内部管理に関する事務) |

(地方事務局に置く課等)

| |
|----------------------------|
| 第八十九条 各地方事務局に、それぞれ次の三課を置く。 |
| 2 第一課 第二課 第三課 |
| 3 前項の各課に、課長を置く。 |
| 4 (総務課の所掌事務) |
| 5 (地方事務局の内部管理に関する事務) |

(地方事務局に置く課等)

| |
|---------------------------|
| 第九十条 各地方事務局に、それぞれ次の三課を置く。 |
| 2 第一課 第二課 第三課 |
| 3 前項の各課に、課長を置く。 |
| 4 (総務課の所掌事務) |
| 5 (地方事務局の内部管理に関する事務) |

(地方事務局に置く課等)

| |
|----------------------------|
| 第九十一条 各地方事務局に、それぞれ次の三課を置く。 |
| 2 第一課 第二課 第三課 |
| 3 前項の各課に、課長を置く。 |
| 4 (総務課の所掌事務) |
| 5 (地方事務局の内部管理に関する事務) |

(地方事務局に置く課等)

| |
|----------------------------|
| 第九十二条 各地方事務局に、それぞれ次の三課を置く。 |
| 2 第一課 第二課 第三課 |
| 3 前項の各課に、課長を置く。 |
| 4 (総務課の所掌事務) |
| 5 (地方事務局の内部管理に関する事務) |

(地方事務局に置く課等)

| |
|----------------------------|
| 第九十三条 各地方事務局に、それぞれ次の三課を置く。 |
| 2 第一課 第二課 第三課 |
| 3 前項の各課に、課長を置く。 |
| 4 (総務課の所掌事務) |
| 5 (地方事務局の内部管理に関する事務) |

(地方事務局に置く課等)

| |
|----------------------------|
| 第九十四条 各地方事務局に、それぞれ次の三課を置く。 |
| 2 第一課 第二課 第三課 |
| 3 前項の各課に、課長を置く。 |
| 4 (総務課の所掌事務) |
| 5 (地方事務局の内部管理に関する事務) |

(地方事務局に置く課等)

| |
|----------------------------|
| 第九十五条 各地方事務局に、それぞれ次の三課を置く。 |
| 2 第一課 第二課 第三課 |
| 3 前項の各課に、課長を置く。 |
| 4 (総務課の所掌事務) |
| 5 (地方事務局の内部管理に関する事務) |

(地方事務局に置く課等)

| |
|----------------------------|
| 第九十六条 各地方事務局に、それぞれ次の三課を置く。 |
| 2 第一課 第二課 第三課 |
| 3 前項の各課に、課長を置く。 |
| 4 (総務課の所掌事務) |
| 5 (地方事務局の内部管理に関する事務) |

(地方事務局に置く課等)

| |
|----------------------------|
| 第九十七条 各地方事務局に、それぞれ次の三課を置く。 |
| 2 第一課 第二課 第三課 |
| 3 前項の各課に、課長を置く。 |
| 4 (総務課の所掌事務) |
| 5 (地方事務局の内部管理に関する事務) |

(地方事務局に置く課等)

| |
|----------------------------|
| 第九十八条 各地方事務局に、それぞれ次の三課を置く。 |
| 2 第一課 第二課 第三課 |
| 3 前項の各課に、課長を置く。 |
| 4 (総務課の所掌事務) |
| 5 (地方事務局の内部管理に関する事務) |

(地方事務局に置く課等)

| |
|----------------------------|
| 第九十九条 各地方事務局に、それぞれ次の三課を置く。 |
| 2 第一課 第二課 第三課 |
| 3 前項の各課に、課長を置く。 |
| 4 (総務課の所掌事務) |
| 5 (地方事務局の内部管理に関する事務) |

(地方事務局に置く課等)

| |
|---------------------------|
| 第一百条 各地方事務局に、それぞれ次の三課を置く。 |
| 2 第一課 第二課 第三課 |
| 3 前項の各課に、課長を置く。 |
| 4 (総務課の所掌事務) |
| 5 (地方事務局の内部管理に関する事務) |

(地方事務局に置く課等)

| |
| --- |
| 第一百一条 各地方事務局に、それぞれ次の三課を置く。</td |

(人事院規則二一三の一部改正に伴う経過措置)

第三条 職員福祉局は、第五条の規定による改正後の規則二一三の規定による改定による規則二一三(以下「改正後の規則二一三」という。)第十三条各号に掲げる事務のほか、当分の間、人事院がした国家公務員法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第八号)第一条の規定による改正前の法第二百三条第三項の承認の処分(同条第二項の規定に係るものに限る。)に関する事項であつて、同条第九項の規定による報告が行われていないものに係る当該報告に関する事務をつかさどる。